

松監事第25号
令和7年8月20日

松本市岡田財産区
管理者 松本市長 臥雲 義尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一
同 竹 本 祐 子
同 村 上 幸 雄

令和6年度松本市岡田財産区特別会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和6年度松本市岡田財産区特別会計歳入歳出決算とその附属書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

(注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として円単位で表示しています。
- 2 文中及び各表中で用いる百分率は、原則として小数点以下第二位を四捨五入し、小数第一位で表示しています。したがって、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりです。
「－」・・該当数値のないもの、該当数値が算出できないもの等

令和6年度松本市岡田財産区特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

令和6年度松本市岡田財産区特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和7年6月16日から令和7年8月19日まで

第3 審査の方法

松本市監査基準に従って策定した決算等審査実施計画に基づき、提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか、また、予算の執行状況、会計処理の適否、計数の正否、財産の管理状況等に主眼を置いて検証し、審査を実施しました。

なお、審査に当たっては、決算状況その他を把握できる調書や、事務執行に関する各種帳簿類等審査に必要な書類の提出を求め、必要に応じて説明を受けました。また、審査を効率的、効果的に実施するため、例月現金出納検査など、これまでの監査の結果を踏まえて審査を実施しました。

第4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、その重要な点において、審査に付された歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令の規定に準拠して作成されており、記載数値については、関係諸帳簿及び証書類と照合の結果、いずれも符合し、正確であると認められました。

なお、決算の概要及びこれらに対する意見については、次に述べるとおりです。

1 決算の概要

(1) 総括

予算現額 5,744 万円（前年度比 591 万円、9.3% 減）に対し、歳入の決算額は 5,945 万 6,916 円（前年度比 601 万 6,141 円、9.2% 減）、歳出の決算額は 4,091 万 1,979 円（前年度比 1,483 万 4,240 円、26.6% 減）で、形式収支は 1,854 万 4,937 円（前年度比 881 万 8,099 円、90.7% 増）となっています。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も形式収支

と同額の 1,854 万 4,937 円の黒字決算となっています。

決算収支

(単位：円、%)

| 区分 | 年度 区分 | 6 年度 (a) | 5 年度 (b) | 比較増減 (c)=(a)-(b) | 増減率 (c)/(b) |
|---------------|------------|-------------|-------------|---------------------|----------------|
| 予 算 現 額 | 57,440,000 | 63,350,000 | △5,910,000 | △9.3 | |
| 歳 入 決 算 額 | 59,456,916 | 65,473,057 | △6,016,141 | △9.2 | |
| 歳 出 決 算 額 | 40,911,979 | 55,746,219 | △14,834,240 | △26.6 | |
| 歳入歳出差引額(形式収支) | 18,544,937 | 9,726,838 | 8,818,099 | 90.7 | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 実 質 収 支 | 18,544,937 | 9,726,838 | 8,818,099 | 90.7 | |

(2) 歳入

収入率は、予算対比 103.5%、調定対比 100.0%で、歳入の主なものは、県補助金 1,679 万 8,600 円、基金繰入金 1,500 万円、前年度繰越金 972 万 6,838 円、一般会計繰入金 719 万 9,400 円です。

決算額は、前年度と比較して 601 万 6,141 円 (△9.2%) の減となっています。これは、前年度繰越金及び基金繰入金が減少したことなどによるものです。

歳入状況

(単位：円、%)

| 区分 款別 | 予算現額 | 調 定 額 | 収入済額 | 収 入 率 | | 収入済額 構成比 |
|----------|------------|------------|------------|-------|-------|-------------|
| | | | | 予算対比 | 調定対比 | |
| 県支出金 | 15,420,000 | 16,798,600 | 16,798,600 | 108.9 | 100.0 | 28.3 |
| 財産収入 | 5,290,000 | 5,264,354 | 5,264,354 | 99.5 | 100.0 | 8.9 |
| 繰 入 金 | 21,750,000 | 22,199,400 | 22,199,400 | 102.1 | 100.0 | 37.3 |
| 繰 越 金 | 9,720,000 | 9,726,838 | 9,726,838 | 100.1 | 100.0 | 16.4 |
| 諸 収 入 | 5,260,000 | 5,467,724 | 5,467,724 | 103.9 | 100.0 | 9.2 |
| 歳入合計 | 57,440,000 | 59,456,916 | 59,456,916 | 103.5 | 100.0 | 100.0 |
| 5 年 度 | 63,350,000 | 65,473,057 | 65,473,057 | 103.4 | 100.0 | — |
| 比較増減 | △5,910,000 | △6,016,141 | △6,016,141 | — | — | — |
| 増 減 率 | △9.3 | △9.2 | △9.2 | — | — | — |

(3) 歳出

執行率は、71.2%で、歳出の主なものは、農林水産業費の委託料 3,320 万 2,047 円、総務費の財政調整積立基金積立金 488 万 2,847 円です。

決算額は、前年度と比較して 1,483 万 4,240 円 ($\triangle 26.6\%$) の減となって います。これは、主に総務費の繰出金が減少したことによるものです。

歳出状況

(単位：円、%)

| 区分 款別 | 予算現額 | 支出済額 | 不 用 額 | 執行率 | 支出済額 構成比 |
|----------|-----------------------|------------------------|------------|------|-------------|
| 議 会 費 | 280,000 | 240,200 | 39,800 | 85.8 | 0.6 |
| 総 務 費 | 6,860,000 | 6,216,829 | 643,171 | 90.6 | 15.2 |
| 農林水産業費 | 39,170,000 | 34,454,950 | 4,715,050 | 88.0 | 84.2 |
| 予 備 費 | 11,130,000 | 0 | 11,130,000 | — | — |
| 歳出合計 | 57,440,000 | 40,911,979 | 16,528,021 | 71.2 | 100.0 |
| 5 年 度 | 63,350,000 | 55,746,219 | 7,603,781 | 88.0 | — |
| 比較増減 | $\triangle 5,910,000$ | $\triangle 14,834,240$ | 8,924,240 | — | — |
| 増 減 率 | $\triangle 9.3$ | $\triangle 26.6$ | 117.4 | — | — |

2 財産に関する調書

(1) 公有財産

年度末現在高は、山林 10,146,061.53 m³、建物（非木造）30 m³、とともに年 度中の増減はなく、立木の推定蓄積量は、495 m³減少し、106,490 m³となっ ています。

出資による権利は、松本広域森林組合への出資金 6 万 1,000 円で、年度中の増減はありません。

(2) 債権

きのこ採取権売払いによる債権は、令和 4 年度の入札（4 年契約）で 90 万円が債権となり、そのうち 67 万 5,000 円が令和 6 年度末までに収入となつたため、年度末現在高は、22 万 5,000 円となっています。

(3) 基金

財政調整積立基金の年度末現在高は、3,750 万 137 円で、前年度より 1,011 万 7,153 円減少しています。

3 監査委員の意見

本財産区は、太陽光発電事業者への土地貸付による財産収入が毎年度一定額あり、財政運営は比較的安定しています。一方、松枯れ被害に加え、強風・豪雨・大雪等による倒木被害も年々増加しており、今後基金の取崩しも想定されます。そのため、令和6年度から徴収が始まった金融機関の振込手数料支出の縮減や、普通預金の運用等について、何らかの対応・工夫ができるか検討してください。

豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、地区住民、とりわけ子ども世代に意識・関心を持ってもらうことが肝要です。こども育成会などと共に植林・きのこのコマ打ちなどの事業を通じ、身近な里山に親しみを持ってもらえる事業の取組みを引き続き実施してください。